

令和元年 6 月 定例会（第 337 回）
7 月 3 日

[今井光子議員 報告](#)

↑（クリックで今井光子議員の報告へ移動）

文教くらし委員会のご報告

令和 元年 6月 定例会（第337回）

令和元年

第三百三十七回定例奈良県議会会議録 第六号

六月

令和元年七月三日（水曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十三名）

一番	小村尚己	二番	樋口清士
三番	植村佳史	四番	川口延良
五番	山中益敏	六番	亀甲義明
七番	中川 崇	八番	小林 誠
九番	浦西敦史	一〇番	亀田忠彦
一一番	池田慎久	一二番	西川 均
一三番	乾 浩之	一四番	松本宗弘
一五番	大国正博	一六番	太田 敦
一七番	佐藤光紀	一八番	清水 勉
一九番	阪口 保	二〇番	井岡正徳
二一番	田中惟允	二二番	中野雅史
二三番	奥山博康	二四番	荻田義雄
二五番	岩田国夫	二六番	小林照代
二七番	山村幸穂	二八番	猪奥美里
二九番	尾崎充典	三〇番	藤野良次
三一番	和田恵治	三二番	国中憲治
三三番	米田忠則	三四番	出口武男
三五番	粒谷友示	三六番	秋本登志嗣
三七番	小泉米造	三八番	中村 昭
三九番	今井光子	四〇番	森山賀文
四一番	田尻 匠	四二番	山本進章
四三番	川口正志		

議事日程

一、常任委員長報告

一、令和元年度議案、議第三十九号から議第五十一号、報第一号から報第二十号及び平成三十年年度議案、報第三十五号並びに請願第一号の採決

一、人事委員会の委員の選任同意

- 一、収用委員会の委員の任命同意
- 一、意見書決議
- 一、議員派遣の件
- 一、常任委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

○議長（粒谷友示） これより本日の会議を開きます。

○議長（粒谷友示） この際、お諮りします。

人事委員会の委員の選任同意、収用委員会の委員の任命同意、意見書決議、議員派遣の件、常任委員会の閉会中審査事件を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（粒谷友示） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議長（粒谷友示） 次に、令和元年度議案、議第三十九号から議第五十一号、報第一号から報第二十号及び平成三十九年度議案、報第三十五号、並びに請願第一号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案及び請願の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一十三番乾浩之議員。

◆十三番（乾浩之） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和元年度議案、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十五号中・当委員会所管分及び議第四十六号につきましては、賛成多数をもちまして、また、令和元年度議案、議第四十四号中・当委員会所管分、議第四十九号及び報第十九号並びに平成三十九年度議案、報第三十五号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、令和元年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号、報第十五号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一十五番大国正博議員。

◆十五番（大国正博） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十四日、並びに六月二十七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十一件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

まず、請願第一号「奈良県内における公費負担による新生児聴覚スクリーニング検査の実施および支援体制強化に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして、採択することに決しました。

次に、議第四十五号中・当委員会所管分及び議第五十号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十号、議第四十三号及び議第四十八号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第一号中・当委員会所管分、報第五号、報第十六号、報第十七号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一四番川口延良議員。

◆四番（川口延良） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、七月一日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和元年度議案、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十一号、議第四十二号、議第四十五号中・当委員会所管分、議第四十七号中・当委員会所管分及び議第五十一号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、令和元年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第八号から報第十一号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一四十一番田尻匠議員。

◆四十一番（田尻匠）（登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月一日に委員会を開催し、付託されました議案十三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和元年度議案、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十五号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

なお、議第三十九号中・当委員会所管分につきましては日本維新の会委員から、リニア中央新幹線接続新幹線調査検討事業費にかかる予算について、実施手法の問題や関係諸団体との事前調整が不十分であるとの理由により、反対との意見の開陳がありました。

また、令和元年度議案、議第四十四号中・当委員会所管分、議第四十七号中・当委員会所管分及び報第十九号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、令和元年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十二号から報第十四号、報第十八号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子）（登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案六件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、令和元年度議案、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十五号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、令和元年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第六号、報第七号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、二十七番山村幸穂議員に発言を許します。――二十七番山村幸穂議員。

◆二十七番（山村幸穂）（登壇）日本共産党の議案に対する反対討論を行います。

まず、初めに、議第三十九号、一般会計補正予算についてです。

総額二百五十六億円になる補正予算のうち、耐震化事業など早急に必要但也有りますが、五條市で建設予定の大規模防災拠点整備構想の策定予算では、二千メートルの滑走路を併設する計画です。なぜ突然二千メートルの滑走路が必要となったのか、知事の答弁では、東日本大震災時の救援活動に山形空港が役立ったということですが、そもそも山形空港は空港としての機能があるところであり、滑走路だけを建設しても利用できない、どう運用するのか、また、用地や建設費用など、どれだけかかるのか不明です。また、知事は、この滑走路建設には、リニア新幹線工事で排出される残土を利用するとも述べておられますが、品川・名古屋間のリニア新幹線工事は現在、始まっているトンネル工事の残土問題で住民との合意ができず、濁水問題や環境破壊、難工事が予測され、とても順調に進まない状況です。わが党は、総合防災拠点整備と消防学校の建替えは自衛隊誘致とセットではなく、先行して進めるように求めてまいりましたが、巨大地震の危険が迫る今、二千メートル滑走路を併設する計画を白紙にして、早急なる整備を求めます。

また、NAFICを核とした賑わいづくり事業として、新たにセミナーハウス整備を進めようとしておりますが、NAFICの地域振興としての実績や地元に対する経済効果など、何の検証もされず、開発を進めることには反対です。

リニア新幹線に関連して、関西国際空港・リニア中央新幹線接続新幹線調査検討事業が予算化されておりますが、そもそもこのリニア新線として関西国際空港と奈良市附近駅をつなぐ案がどこから出てきたのでしょうか。知事の頭の中に浮かんだことかもしれませんが、たとえ技術的に可能であったとしても、いったいどこにその必要性があるのか。費用対効果を考えても、巨額の費用をかけてやらなければならない必然はありません。県民の理解は得られません。リニア新幹線は、三大都市中心のスーパーメガリージョン構想として、経済成長を最優先に国際競争力を高めることを目的に進められ、東京、名古屋、大阪を一時間で移動できるとされています。しかし、奈良県内では、身近な生活交通手段もなく、通院や買い物にも困っている現状を改善し、どこに住んでいても、豊かに暮らせる地域をつくるのがまず優先すべきことだと思います。

よって、一般会計補正予算に反対します。

次に、議第四十五号、奈良県手数料条例の一部を改正する条例については、消費税一〇％への増税を見込んでの引き上げであり、反対です。

次に、議第四十六号、奈良県税条例の一部を改正する条例は、十月からの消費税増税のための景気対策として、車体課税の改正などが中心であり、ひとり親世帯への個人住民税の非課税措置の適用など必要なものも含まれていますが、消費税増税は所得の少ない人ほど重い負担になる最悪の不公平な税金で、家計へ大打撃となることから、反対します。

特別法人事業税、譲与税制度は、消費税増税で地方自治体の税収格差拡大を深刻化させる一方で、本来、地方交付税を通じて政府の責任で格差を解消すべきであるのに、一部の地方自治体に責任を転嫁していることから反対です。

次に、議第五十号、公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更は医科大学附属病院の差額室料を引き上げるものであり反対です。

以上で討論を終わります。

○議長（粒谷友示） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、令和元年度議案、議第三十九号について、起立により採決します。

令和元年度議案、議第三十九号について、各常任委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間、ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、委員長報告どおり決しました。

次に、令和元年度議案、議第四十五号、議第四十六号及び議第五十号について、起立により採決します。

以上の議案を各常任委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間、ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

令和元年度議案、議第四十号から議第四十四号、議第四十七号から議第四十九号、議第五十一号、報第一号から報第二十号及び平成三十年度議案、報第三十五号、並びに請願第一号については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案はいずれも委員長報告どおり決しました。

○議長（粒谷友示） 次に、議第五十二号及び議第五十三号を一括議題とします。

以上の議案二件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。なお、採決については、議案ごとに行います。
まず、議第五十二号「人事委員会の委員の選任について」お諮りいたします。
本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。
次に、議第五十三号「収用委員会の委員の任命について」お諮りします。
本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（粒谷友示） 次に、十六番太田敦議員より意見書第四号、性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、太田敦議員に趣旨弁明を求めます。――十六番太田敦議員。

◆十六番（太田敦） （登壇）意見書第四号、性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書（案）につきましては、意見書案分の朗読をもって提案にかえさせていただきます。
△意見書第四号

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書（案）

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。にも関わらず、その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声が高まったため、平成二十九年六月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われました。

しかし、今年三月には、被害者の同意のない行為だと認定されながらも無罪とされる判決が相次ぐなど、現行の規定でも不十分であることが指摘されています。

平成二十九年の刑法改正においては、改正の目的を実現するために政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両院で採択され、また改正法の附則においても「施行後三年を目途として」施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされています。政府におかれては、この趣旨を尊重し、施行後三年にあたる来年七月に向け、次の点を踏まえた上で性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組まれることを求めます。

- 一 脅迫や不利益を示唆しての強要などによる不同意の性行為を刑法に位置付けること。
- 二 地位関係性を利用した性犯罪について、規定を設けること。
- 三 現行では軽犯罪法または迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為について、刑法に位置付けること。
- 四 子どもや障害者など、社会的弱者が被害者となった事案について、司法面接制度を関連法に位置付けること。

五 平成二十九年改正時の国会附帯決議の内容を遺漏なく実施し、必要に応じて運用を見直し、次期法改正に反映させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年七月三日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（粒谷友示） 六番亀甲義明議員。

◆六番（亀甲義明） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第四号、性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（粒谷友示） 十番亀田忠彦議員。

◆十番（亀田忠彦） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第四号、性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、十六番太田敦議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（粒谷友示） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議員派遣の件

令和元年七月三日

次のとおり議員を派遣します。

一 新任議員研修会

（一）目的

全国都道府県議長会が開催する標記研修会において、地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的とする。

(二) 場所

砂防会館別館一階「シェーンバッハ・サボー」
東京都千代田区平河町二 - 七 - 五

(三) 期間

令和元年八月二十一日（水）

(四) 参加者

樋口清士 植村佳史 亀甲義明 浦西敦史

二 近畿二府八県議会議長会議

(一) 目的

加盟府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、福井県、徳島県、鳥取県）相互の情報を交換し、緊密なる連絡協調の下に、円滑な議会運営と地方行政の推進を図ることを目的とする。

(二) 場所

ザ・グランユアーズフクイ
福井市大手三 - 十二 - 二十

(三) 期間

令和元年八月二十七日（火）～二十八日（水）

(四) 参加者

森山賀文

○議長（粒谷友示） 次に、常任委員会の閉会中審査事件について、お諮りします。

このことについては、お手元に配付しております審査事件（案）のとおり、常任委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は次期九月定例会開会までとしたいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

常任委員会の閉会中審査事件（案）

委員会名

審査事件

総務警察委員会

行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実に関すること

厚生委員会

社会福祉及び医療・保健に関すること

経済労働委員会

最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策に関すること

建設委員会

土木行政及び水道事業の充実に関すること

文教くらし委員会

生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興に関すること

○議長（粒谷友示） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、全て議了しました。
よって、本日の会議を閉じます。

○議長（粒谷友示） これをもって、令和元年六月第三百三十七回奈良県議会定例会を閉
会します。

△閉会式

○議長（粒谷友示） （登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し
上げます。

六月十八日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案を
はじめ、県政の諸課題を終始熱心に調査、審議いただき、議案は全て滞りなく議了し、こ
こに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご精励とご協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審査に寄せられました真摯な態度
に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意
見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むもの
であります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましては十分ご自愛いただき、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決、またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ、各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたく存じます。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

△午後一時三十五分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	粒谷友示
同 副議長	森山賀文
署名議員	川口延良
署名議員	山中益敏
署名議員	亀甲義明